

物品買入れ等入札心得

（趣旨）

第1条 この心得は、物品の買入れ又はその他の契約（工事請負及び設計・測量・地質調査の委託を除く。）の締結について、フードバレーとかち推進協議会（以下「当協議会」という）が行う競争入札に参加する者が守らなければならない事項を定めたものです。

（入札保証金）

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に見積もった入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提出しなければなりません。ただし、当協議会を被保険者とする入札保証保険証券を提出したときは入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

（入札の基本的事項）

第3条 入札参加者は、当協議会から示された仕様書、図面等がある場合はこれを熟覧のうえ、入札しなければなりません。この場合において仕様書、図面等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができます。

2 前項の入札は、総価により行わなければなりません。ただし、指名通知において単価によることと指示された場合は、それに従うものとします。

（入札の辞退）

第4条 指名を受けた者は、入札執行が完了するまではいつでも入札を辞退することができます。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次のように行うものとします。

（1）入札執行前であつては、その旨を文書又は口頭により所管の長に連絡するものとします。

（2）入札執行中であつては、その旨を口頭により入札を執行する者に申し出るものとします。

3 前項により入札を辞退する者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

（入札の取りやめ等）

第5条 所管の長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（入札）

第7条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、自己の氏名を表記した封書にに入れて、指名通知において示された日時及び場所において、職員の指示により入札箱に投入

しなければなりません。ただし、別に指示された場合は、それに従うものとします。

- 2 入札は、代理人に行わせることができます。この場合、当該入札の執行前に、その旨を証明する書面を入札執行者に提出しなければなりません。

なお、入札書には入札参加者（指名通知を受けた者）の住所、氏名等と代理人の氏名を併記し、代理人の印鑑（委任状で届け出た印鑑）を押印して入札するものとします。

- 3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。
- 4 郵便による入札を認める場合において、郵送により入札しようとする者は、封筒に入札書在中と朱書きし、配達郵便で提出しなければなりません。

（入札書の書換え等の禁止）

第8条 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書を書換え、引き換え又は撤回することはできません。

（入札の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札が行われたときは、当該入札を無効とします。

- （1）入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - （2）入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - （3）入札書に記名若しくは押印がない入札
 - （4）所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者及び不足する者のした入札
 - （5）一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
 - （6）代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
 - （7）入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
 - （8）郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
 - （9）無権代理人がした入札
 - （10）入札に関し不正行為があった者のした入札
 - （11）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - （12）その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 前項の規定に該当する入札が行われたときは、当協議会は、当該入札を行った者に対して、無効入札した理由等について調査することがあります。この場合、当該入札を行った者は、当協議会が行う調査に応じなければなりません。

（開札）

第10条 開札は公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（落札者の決定）

- 第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、次条及び第13条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とすることがあります。
- 2 落札となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
 - 3 物品の売払いその他当協議会の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格で入札した者を落札者とします。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合）

第 12 条 当協議会が予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該申込に係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とすることがあります。

（最低制限価格の設定）

第 13 条 当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とします。

（再度入札）

第 14 条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度入札を行います。

- 2 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第 9 条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札をした者に限ります。
- 3 再度入札によっても落札に至らなかった場合は、予定価格を超えた価格で入札した者のうち、最低価格で入札したものと随意契約により契約をすることがあります。

（入札結果の通知）

第 15 条 開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札参加者に知らせます。落札者となった者が開札に立ち会わなかった場合は、その者に落札者となった旨を通知します。

（契約書等の作成）

第 16 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約書に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に提出しなければなりません。

（入札保証金の返還）

第 17 条 第 11 条の規定により落札者が決定した場合は、入札保証金又はこれに代える担保は落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

- 2 入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

（入札保証金に対する利息）

第 18 条 入札保証金に対しては、その受入期間について利息は付けません。

（入札保証金の帰属）

第 19 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、当協議会に帰属します。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった入札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を当協議会に納付しなければなりません。

（契約保証金）

第 20 条 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額

とします。)の100分の10に相当する額以上の契約保証金を、契約書の提出前に納付しなければなりません。ただし、次の場合は、その全部又は一部の納付を免除します。

- (1) 落札者が保険会社との間に当協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 物品の売払契約で、売払代金が即納されるとき。
- (3) 指名通知において、契約保証金の納付を必要としないものとされたとき。

2 第18条の規定は、契約保証金について準用します。

(履行保証保険証券の提出)

第21条 落札者が、当協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を当協議会に提出しなければなりません。

(入札保証金等の充当)

第22条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。